

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
静岡県知的障害児者生活サポート協会

2018年度版

知的障害児者・自閉症児者のための

アクティブプラン

生活・就労サポート総合補償制度

普通傷害保険(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

保護者の皆様へ

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会

当協会は、助け合うという互助の精神を柱に、知的障害児者・自閉症児者の皆さまをかけがえのない存在として捉え、より豊かな生活が送れるよう支援しています。ぜひこの機会にご入会をご検討頂ければ幸いです。



2018年◎プランの主な特長

- 1 個人賠償責任保険金は最高**3億円**まで補償
- 2 弁護士費用等補償は**被害事故の法律相談費用を5万円まで、損害賠償請求費用を200万円まで補償**
- 3 職業従事中事故対応費用補償は**職業従事中・職業訓練中の第三者への事故に対する見舞費用や、財物の修理費用等を10万円まで補償**
- 4 **24時間安心補償** 日常生活におけるケガを補償します。

例えばこんな時にお役に立ちます

職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償

職業従事中事故対応費用補償

思い通りにならず勤務先のスタッフを叩いてケガをさせ、入院することになってしまった。



他人に損害を与えたときの補償

個人賠償責任保険金

自転車搭乗中に通行人と衝突し、相手が脳挫傷を負い終身常時介護が必要となった。



補償プラン◎ お支払保険金の例

10,000円の支払い
(見舞金)

1億3,000万円の支払い
(治療費等の賠償金)

事務局

(加入依頼書等送付先)

静岡県知的障害児者生活サポート協会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号
 静岡県総合社会福祉会館内

TEL:054-260-6713 FAX:054-254-6396

担当代理店・扱者

ジェイアイシーセントラル(株) 静岡営業所
 〒422-8008 静岡市駿河区栗原6-25 静鉄栗原ビル5F
TEL:0120-758-625(お問い合わせ専用ダイヤル)

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

(2018年1月1日以降)
AIU損害保険株式会社 **AIG損害保険株式会社**
<http://www.aiu.co.jp> <http://www.aig.co.jp/sonpo/>

静岡営業支店
 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20番1号 富士火災静岡ビル5階
TEL:054-686-1150

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細は担当代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせいただくか、専用のパンフレットをご参照ください。また、ご契約に際しましては、事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずお読みください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

(D-002810 2019-03) AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。

生活・就労サポート総合補償制度〈アクティブプラン〉



* ご加入に際して**健康診断**や、**医師の診察**は**必要ありません**。

補償内容	補償項目	補償プラン◎
被害事故への弁護士費用等の補償 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。 <ご注意> 購入した物品が10万円以下の場合（消費者被害）や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。	①損害賠償請求費用 1事故あたり支払限度額	200万円
	②法律相談費用 1事故あたり支払限度額 (1回1万円限度)	5万円
職務中の他人への身体の障害、財物損壊の補償 職業従事中事故対応費用補償 職業従事中（職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間。通勤途上を除きます。）に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、当社の同意を経て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	③被害者見舞・治療等費用 ㊦見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合 …10万円限度 被害者入院の場合 …2万円限度 ㊧被害者の医療処置、入院費用等 ㊨葬祭費用	1事故につき、 合算して 10万円限度 自己負担額(3,000円)
	④損壊財物復旧費用	
他人に損害を与えたときの補償 個人賠償責任保険金 ※1 日常生活中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物※2に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じてお支払いします。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容により変わります。 ・てんかん性発作などにより、心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。	⑤個人賠償責任補償 1事故あたり支払限度額	3億円
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療（治療のための検査を含みます。）により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 入院 ✕ 1日目 補償しません ◎ 2日目から補償開始(補償期間中30日限度)	入院2日目から 補償期間中30日限度 ⑥入院諸費用 入院1日につき	4,000円
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金 被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 <ご注意> ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかん性の発作に直接起因するケガは補償の対象となりません。 ・⑨入院保険金は「入院給付金」⑥入院諸費用と重複してお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑦死亡保険金	500,000円
	⑧後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて	20,000~500,000円
	⑨入院保険金 入院1日につき(180日限度)	5,000円
	⑩通院保険金 通院1日につき(90日限度)	3,000円
	⑪手術保険金 1事故につき1回	50,000円、25,000円 (入院中) (入院中以外)
地震などによる傷害(ケガ)の補償 被保険者が、地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合、⑦死亡保険金、⑧後遺障害保険金、⑨入院保険金、⑩通院保険金、⑪手術保険金が補償の対象となります。	⑫地震・噴火・津波補償	補償されます
	掛金(1年間)	22,000円

※1 施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」に該当する方がいない場合には、保険金をお支払い出来ません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2 他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

●掛金には会費(制度運営費)が含まれています。

●以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。

【個人賠償責任補償 等】